

平成19年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求の概要

～「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策～

平成18年8月

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

我が国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「循環型社会形成推進基本計画」を見直して新たな計画を策定するとともに、「循環型社会形成推進交付金」の活用などにより、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進め、温暖化対策との相乗効果も図りつつ、循環型の地域づくりを加速する。

また、家電リサイクル法、食品リサイクル法の見直しを行うとともに、容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋の削減を始め、容器包装の3Rのさらなる推進を図る。

さらに、国際的な3Rの推進を図るため、物質フロー・資源生産性の評価手法等の国際整合化に向けた取組、G8サミットの2008年日本開催に向けた3Rイニシアティブの行動計画案の作成、循環資源の適正な越境移動の確保のための事業、3Rシステム構築のための研究開発等を進める。

効率的な生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の一層の促進を含め、浄化槽の整備を進める。

加えて、喫緊の課題である不法投棄対策と適正処理の推進のため、産業廃棄物処理業者の優良化推進、電子マニフェストの普及促進、石綿廃棄物の無害化処理認定制度の円滑な施行、低濃度PCB汚染物の処理方法の確立等を進める。

その他、漂流・漂着ゴミ問題について、台風等で生じた漂着ゴミを処理する市町村を支援する。

【主な要求事項】

(単位：百万円)

1. 先進的な循環型社会の形成

(ア) 循環型の地域づくりの加速

○新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費 0 → 18

おおむね5年ごとに見直しを行うこととされている循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）を見直し、新たな計画を策定する。

○廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

92,051 → 109,173

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会交付金制度」を、平成17年度に創設した。

平成19年度は、経済成長戦略大綱工程表において、ごみ発電と比肩する廃棄物処理システムとして確立・普及することとされたバイオガス化施設整備の推進等に力を入れ、制度の充実強化を図る。

- (1) 高効率原燃料回収施設（バイオガス化施設）の推進
高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設として、従来からの「メタン発酵＋メタン発酵廃液処理等からなる湿式システム」に加え、「メタン発酵＋メタン発酵残さ熱回収等からなる乾式システム」の整備を推進する。
- (2) 地球温暖化対策のためのエネルギー回収能力の増強
京都議定書目標達成計画に位置づけられた廃棄物発電・熱利用を着実に拡大するため、エネルギー回収能力を増強させるための増設を推進する。
- (3) 漂着ごみ対応のための処理施設の増強
海水を含む漂着ごみを既存施設において処理できるようにするための能力増強（塩分腐食対策等）のための増設を推進する。
- (4) 地域のバイオマス利用促進
地域のバイオマス系産業廃棄物を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を推進する。

○廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

1,505 → 2,300

廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）について、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

また、工場単位で行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化・最適化する「ごみ発電ネットワーク事業」と、廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず車両で需要側の施設に輸送する「熱輸送システム事業」に対して、補助を行う。

○廃棄物処理等科学研究に対する補助

1,300 → 1,600

廃棄物の適正処理やリサイクル、循環型社会システムの構築等について、研究者、企業等が行う研究や技術開発を公募し、推進する。19年度は特に「3R推進に関する研究」「廃棄物系バイオマス利活用推進に関する研究・技術開発」「アスベスト問題解決に関する研究・技術開発」「循環型社会構築を目指した社会科学研究」「漂着ごみ問題解決に関する研究・技術開発」「廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発」を重点テーマに設定する。

○バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム調査

0 → 12

生ごみ等のバイオマス系廃棄物のリサイクルとエネルギー利用を進めるため、都市部・農山漁村部等の地域特性を踏まえつつ、バイオマス系廃棄物の成分データや原単位をデータベース化し、安定・確実な循環利用を図ること

が出来る需要と供給の組み合わせ例や循環ループのモデルシステムを設計する。

○市町村への廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費

0 → 19

市町村の廃棄物処理事業の3R化を図るため、平成18年度に作成する「廃棄物会計基準」、「有料化ガイドライン」及び「処理システムガイドライン」を踏まえ、市町村の廃棄物処理事業を、効率性、3R効果、温暖化対策効果等の観点から数値化して評価する「3R化事業評価指標」を設定し、人口・産業等の地域特性が類似する市町村間で比較評価できるようにする。

また、市町村の一般廃棄物処理計画を3R化改革するための手段と取組方策等を示し、一般廃棄物処理計画策定指針を改訂する。

(イ) 家電・食品等個別リサイクル法の充実・強化

○家電リサイクル推進事業費

0 → 132

家電リサイクル法の見直しを踏まえ、優良事業者の表彰等、同法の円滑な施行のための普及・啓発を行うとともに、2011年の地上波デジタル放送への完全移行に伴うテレビの廃棄状況を含め、同法の施行状況に係る実態調査等を行う。

○食品リサイクル推進事業

0 → 26

食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品関連事業者や商店街等の優良な取組の表彰、発生抑制の重要性等に関する消費者等への普及・啓発等を進める。

○容器包装に係る3R推進事業費

53 → 81

容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋削減、ふるしきやマイバッグの普及展開をはじめ、3Rのさらなる推進を図るため、先進的な取組を行う事業者等の表彰、コンビニエンスストア等における先進的取組のパイロット事業、自主協定・自主的取組による容器包装廃棄物削減等のモデル事業を実施する。また、改正法に基づく「容器包装廃棄物排出抑制推進員」の活動の促進を図る。

2. 国際的な3Rの推進

○物質フロー会計に関するOECDワークショップの開催

0 → 24

物質フローや資源生産性に関するOECDの国際ガイドライン等の国際共同研究の成果を踏まえ、資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化を目指し、OECDとともに我が国でワークショップを開催する。

○3Rイニシアティブ国際推進費

103 → 144

3Rをアジアで推進すべく、アジア各国との政策対話や3R推進計画の策定支援、国際機関と連携した情報拠点の構築、3R技術・システムの国際的な展開の実現可能性調査を行う。また、我が国がG8議長国となる平成20年(2008年)を目指して、3R行動計画案の策定や高級事務レベル会合の開催により、国際的なリーダーシップを発揮する。

○アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

31 → 39

アジア資源循環の実態を把握し、適正な資源循環を確保するため、「アジア不法輸出入防止ネットワーク」のワークショップの開催等によりアジア各国との連携を強化するとともに、アジア地域における中古品の基準、循環資源の有価性に関する調査や、ITを用いた循環資源のトレーサビリティ向上に資する制度設計の検討を行う。

○アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業

25 → 42

近年アジア太平洋地域において、廃家電をはじめとするe-waste（電気電子機器廃棄物）が急増し、環境及び健康に悪影響を及ぼすことが懸念されていることを踏まえ、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してこの問題に取り組むため、同条約事務局が実施するワークショップの開催やインベントリーの作成等、e-wasteを環境上適正に管理するための事業に対して、拠出を行う。

3. 浄化槽の普及促進

○循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（公共）

13, 679 → 15, 922

河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水への対策を推進し、良好な水環境と健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する支援措置の一層の充実・強化を図る。

※この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）を計上

(1) 浄化槽市町村整備推進事業の助成要件の緩和等

- ①複数戸ごとの設置の助成対象化
- ②改築の助成対象化
- ③年度内整備戸数の緩和
- ④高度処理型浄化槽の普及促進

(2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換における助成の対象地域等の拡大

- ①対象地域の拡大
 - ・有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律で指定する流域
 - ・自然公園法に規定する自然公園地域
- ②対象浄化槽の拡大
 - ・使用開始後、20年以内の単独処理浄化槽

○小規模事業場への浄化槽技術適用調査（公共）

0 → 10

水質汚濁防止法における排出基準が適用されない小規模事業場からの排出対策として、浄化槽により処理可能な小規模事業場の調査を行う。

4. 不法投棄対策と適正処理の推進

○産業廃棄物処理業優良化推進事業費

56 → 74

産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、排出事業者及び処理業者に対し、処理業者の優良性を判断するため評価制度の普及・活用促進を図る。ま

た、評価基準適合業者の情報を公開するネットワークシステムの構築、資源循環ビジネスの新しいビジネスモデルの提示など、産廃処理ビジネスの活性化のための調査・事業を実施する。

○電子マニフェスト普及促進事業費 98→110

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部)において「平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト(産業廃棄物管理票)の80%(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする」との目標が掲げられたことを踏まえ、電子マニフェストシステムの普及拡大を図るため、地域ブロック別・業界別に説明会を開催するほか、電子行政報告システムの構築、民間の社内会計管理システムとの一体的使用の推進等、利用者のインセンティブ向上のための環境整備を進める。

○石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費 0→11

廃棄物処理法の改正により創設された、高度な技術による石綿廃棄物の無害化処理の大臣認定制度の円滑な運用を図り、石綿廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、認定に際して意見を聴取する技術専門委員会(仮称)の設置、立入検査の実施等を行う。

○低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業 18→33

低濃度PCB汚染物について、既存の処理技術を活かして処理を進めるため、性状や濃度に応じた最適な処理条件の検討、焼却処理の実証試験を行い、確実かつ効率的な処理方法の確立を図る。

5. その他

○災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理事業分) 0→100

漂着ゴミの問題に対処するため、災害に起因しないが大量のごみの漂着等おびただしい量の漂着ごみの発生を廃棄物処理法第22条の「その他の事由」と見なし、市町村が行う当該処理事業を補助対象とできるよう、制度の一部改正を図るもの。

*この他、地球環境局において、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討するためのモデル調査を実施。

【参考】

I 廃棄物・リサイクル対策関係予算

○公共事業

平成18年度当初予算額	92,320百万円	①
平成19年度要求・要望額	109,251百万円	②
差引増△減額(②-①)	16,931百万円	(118.3%)

○非公共事業

平成18年度当初予算額	8,686百万円	①
平成19年度要求・要望額	9,960百万円	②
差引増△減額(②-①)	1,274百万円	(114.7%)

○特別会計(石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計)

平成18年度当初予算額	1,505百万円	①
平成19年度要求・要望額	2,300百万円	②
差引増△減額(②-①)	795百万円	(152.8%)

○合計

平成18年度当初予算額	102,511百万円	①
平成19年度予算額	121,511百万円	②
差引増△減額(②-①)	19,000百万円	(118.5%)

II 公共事業

(単位：百万円)

	平成18年度 予算額	平成19年度 要求・要望額	対前年度 差引増△減額	対前年 度比(%)
循環型社会形成推進 交付金	43,093	71,891	28,798	166.8
一般廃棄物処理施設等	29,414	55,969	26,555	190.3
浄化槽	13,679	15,922	2,243	116.4
廃棄物処理施設整備費 補助金	49,227	37,360	△11,867	75.9
一般廃棄物処理施設等	24,227	18,848	5,379	77.8
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△6,488	74.0
合計	92,320	109,251	16,931	118.3
一般廃棄物処理施設等	53,641	74,817	21,176	89.2
浄化槽	13,679	15,922	2,243	116.4
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△6,488	74.0